

判例評釈

いわゆる三越事件上告審決定について

馬場 昭夫

1. はじめに

昭和50年代に、我国の代表的な百貨店「三越」において、代表取締役であるOが、愛人に便宜を図り、「三越」に損害を与えたとして世間の耳目を集めた、いわゆる「三越事件」について、第一審東京地裁、第二審東京高裁を経て、平成9年10月28日、最高裁判所において、刑事裁判が決着した。Oは、最高裁判所での裁判中に死亡し、平成7年8月16日公訴棄却の決定がなされ、愛人だけが被告人とされた。結局、被告人は最高裁判所において、特別背任罪（商法）、所得税法違反で、懲役2年6月及び罰金6000万円に処せられた。

以下、特別背任罪に関して、事件の内容、裁判の経過を見、関係する条文を見ることとする。

2. 特別背任事件の内容

起訴された事件は次の通りである。

Oと被告人が、共謀の上、三越の海外取引に関連して、

- ① 被告人が実質的に経営していたオリエント交易株式会社の輸入した商品を、同じく被告人が実質的に経営していた株式会社アクセサリーたけひさに転売し、アクセサリーたけひさから三越に納入して、オリエント交易が輸入原価の平均5%の利益を取得し、アクセサリーたけひさがオリエント交易からの仕入価格の平均15%の売買差益を取得するという方式（準直方式）で、アクセサリーたけひさに合計16億653万3357円相当の利得をさせ、三越に同額の損害を加えた。
- ② 三越が香港からの輸入商品について香港三越等に代金を支払うに際し、被告人に支払うべき2ないし5%のコミッション分を上乗せし、これを香港で香港三越等が被告人にバックするという方式（香港コミッション方式）で、被告人に合計2億6938万2242円相当の利得をさせ、三越に同額の損害を加えた。

第一審東京地裁の判決は、損害額を若干減額したが、起訴された内容を認定し、特別背任罪の成立を認めた。

第二審東京高裁の判決は、前記②については無罪とした。

特別背任事件としては、前記①についてのみ有罪とされたが、これに対して、弁護人のみが最高裁判所に上告した。このような経緯で、上告審における審判の対象は、準直方式関係の特別背任事件（と所得税法違反事件の二つ）に絞られた。

3. 上告審（最高裁判所）の判断

商法違反，所得税法違反被告事件，最高裁平六（あ）五四四号，平9.10.28三小法廷決定，上告棄却

[主文] 本件上告を棄却する。

[理由] 弁護士環直彌外五名の上告趣意のうち，判例違反をいう点は，所論引用の各判例は事案を異にし本件に適切でなく，その余は，違憲をいう点を含め，実質は単なる法令違反，事実誤認，量刑不当の主張であって，刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

なお，所論にかんがみ，商法上の特別背任罪の成否の点について職権により判断する。原判決（第二審東京高裁判決（筆者））の認定によれば，株式会社三越の代表取締役〇と，その愛人であり，株式会社アクセサリーたけひさの代表取締役であるとともに，オリエント交易株式会社の実質的経営者であった被告人は，共謀の上，三越が海外で買い付け，オリエント交易を介して輸入した商品について，更にアクセサリーたけひさを經由して仕入れる合理的理由がないのに，これを殊更にオリエント交易からアクセサリーたけひさに転売させた上で同社から三越が仕入れることにより，アクセサリーたけひさに差益を取得させたというのである。〇は，百貨店の代表取締役として，商品の仕入れに当たり，仕入原価をできる限り廉価にするなど仕入れに伴う無用な支出を避けるべき任務を負っていたものと解されるところ，前記事実によれば，アクセサリーたけひさの利益を図る目的をもって，右任務に背いて同社をオリエント交易と三越との間に介在させて差益を取得させ，それと同額の損害を三越に与えたことが明らかであるから，〇には商法上の特別背任罪が成立し，〇と共謀してその犯罪行為に加功した被告人は同罪の共同正犯としての刑責を免れない。したがって，これと同旨の原判断（第二審東京高等裁判所（筆者））は，正当である。

よって，刑訴法四一四条，三八六条一項三号により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 園部逸夫 裁判官 千種秀夫 尾崎行信 山口 繁 元原利文）

4. 特別背任罪について

商法第二編会社第七章罰則第四八六条第一項は以下の通りである。

発起人、取締役、監査役又ハ株式会社ノ第百八十八条第三項、第二百五十八条第二項若ハ第二百八十条第一項ノ職務代行者若ハ支配人其ノ他営業ニ関スル或種類若ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人自己若ハ第三者ヲ利シ又ハ会社ヲ害センコトヲ図リテ其ノ任務ニ背キ会社ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ一〇年以下ノ懲役又ハ一〇〇〇万円以下ノ罰金ニ処ス

又、第四九二条は以下の通りである。

前六条（四八六条を含む（筆者））ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

なお、三越事件のおきた当時の商法第四八六条は、昭和56年法律第74号による改正前のものであり、第一項は以下の通りである。

発起人、取締役、監査役又ハ株式会社ノ第二百五十八条第二項、第二百七十条第一項若ハ第二百八十条ノ職務代行者若ハ支配人其ノ他営業ニ関スル或種類若ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人自己若ハ第三者ヲ利シ又ハ会社ヲ害センコトヲ図リテ其ノ任務ニ背キ会社ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ七年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

ところで、この商法に規定されている特別背任罪は、刑法第二四七条に規定される背任罪に対して“特別”といわれるものである。

以下に背任罪の条文を記すが、背任罪と特別背任罪とでは文言に若干の違いがあるが、犯罪の主体を除くと同趣旨であると解されている。特別背任罪は、主体の違いで刑が加重されている。

刑法第二四七条（背任）

他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

背任罪の成立には、前記背任罪の規定を分析するならば

- ① 他人のためにその事務を処理する者が
- ② 自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で（図利加害目的）
- ③ その任務に背く行為をし
- ④ 本人に財産上の損害を加えた

の四点が満たされていることが必要なのである。特別背任罪の成立についても同様である。

①については、「本人との信任関係において他人の事務を処理する者」と解する説（背信

説)が有力であるが、そのまゝでは、不明確になるおそれがあり、種々の工夫をこらした学説が主張されている。(法学教室, 1998年8月号, No.215, 山口厚, 犯罪各論の基礎・12, 背任罪, P.65以下) 特別背任罪においては、主体は列記されているので議論の余地はない。

②については、この規定の趣旨が必ずしも明確ではないが、この規定が置かれているのは、本人の利益を図る目的が存在する場合には背任罪は成立しないとするためであるとする見解が有力である。つまり、後の③で任務に背き、④で本人に財産上の損害を加えたときであっても、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的(特別背任罪では、自己若ハ第三者ヲ利シ又ハ会社ヲ害センコトヲ図リテ)からではなく、本人の利益を図る目的で行った場合には罰せられないとするのである。それでは、自己又は第三者図利目的と本人図利目的と両方が混在していた時にはどうかというと、主たる目的が何であるかを判断し、本人図利(特別背任にあつては、会社の利益を図る)目的が主であると認められる場合には不可罰となると解されるのである。

③、④については、結果として本人に(会社に)財産上の損害を加えた場合に成立すると解される。

5. 共犯関係について

○が特別背任罪の主体であるが、被告人は○と共謀して犯罪行為に加功したのであって、刑法第六五条(犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。)によって、同じ特別背任罪の共同正犯とされた。

6. 上告趣意について

上告の趣意は、第一審東京地裁以来の主張を繰り返した。その主張は以下の通りである。

被告人及びその関連二社の活動は三越の仕入れ業務にとって有用であり、被告人は、そのような正当な商業活動の対価として差益を取得したものである。そして、①○に任務違反がないこと ②三越には損害が発生していないこと ③被告人と○の間に共謀がないこと ④被告人と○に故意や図利目的がないなどである。

7. 評 釈

上告棄却決定の理由の中で職権による判断がなされている。そこにある第二審東京高裁

によりなされた事実認定によれば、株式会社三越の代表取締役〇と、その愛人であり、株式会社アクセサリーたけひさの代表取締役であるとともに、オリエント交易株式会社の実質的経営者であった被告人は、共謀の上、三越が海外で買い付け、オリエント交易を介して輸入した商品について、更にアクセサリーたけひさを經由して仕入れる合理的理由がないのに、これを殊更にオリエント交易からアクセサリーたけひさに転売させた上で同社から三越が仕入れることにより、アクセサリーたけひさに差益を取得させたというのである。

この事実認定を前提とした場合、前記特別背任罪成立の四要件はみたされているのであろうか。上告審決定の理由の中では、以下の通り判断して特別背任罪が成立するとしている。

- ① 〇は、百貨店の代表取締役として、商品の仕入れに当たり、仕入原価をできる限り廉価にするなど仕入れに伴う無用な支出を避けるべき任務を負っていたものと解されるところ
 - ② アクセサリーたけひさの利益を図る目的をもって
 - ③ 右任務に背いて同社をオリエント交易と三越との間に介在させて差益を取得させ
 - ④ それと同額の損害を三越に与えた
- こと明らかである。

ところで、被告人、弁護人は、第一審東京地裁における審理以来、前記上告趣意について記したところのように、一貫して、被告人及びその関連二社の活動は、三越の仕入れ業務にとって有用であり（有用性の主張）、被告人は、そのような正当な商業活動の対価として差益を取得したものであって、特別背任罪の共同正犯等という犯罪にあたることはない主張してきた。

たしかに、準直方式による場合であってもオリエント交易が輸入原価の平均5%の利益を取得したことについては起訴されなかったし、起訴された香港コミッション方式による2ないし5%のコミッション分については、第二審東京高裁において無罪となった。5%までは起訴もされず、あるいは無罪となり、平均15%のアクセサリーたけひさの事案が有罪となった。上告趣意では、第一審以来の主張に加えて、被告人らの有用性を5%までしか認めなかったのはなぜかと争っている。

商業活動は自由を原則としている。百貨店が輸入取引をする場合であっても、法令に違反しないかぎり、いかなるルートで交流してもよいのである。一見いわゆるたかくつくように見えるルートの場合であっても、結果としてその事がいかなるプラスになるかは分からないのであって、それらのリスクは取引主体において自由におこなってよいわけであり、行うべきである。

以上の点から、上告審決定を見なおした場合、たしかにスキャンダラスな印象で社会の話題をさらった事件であったが、被告人が行なった商業活動及びそれに伴う対価の取得は、

はたして特別背任罪という犯罪を構成するものとして、刑罰をもつてのぞむ事案であったか疑問である。少なくとも、なぜ被告人らの有用性を5%までしか認めないのかについて、つまり、なぜ、15%の差益取得が有罪となるのかについて明確に説明すべきであったと思われる。

(決定文は、判例時報No.1617, 平成9年12月21日号によった。)